

令和8年度 第1回
笠間市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和8年7月2日開催

令和8年度 第1回笠間市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和8年7月2日(木) 午前10時から

場 所 笠間市役所教育棟2階 2-2会議室

出席委員

小室 和子	駒林 康子	宮本 貴恵子	瀧本 政衛
菅谷 るみ子	石本 祐子	島川 清	鈴木 宏治
市川 定子	大久保 きよ子		

説明者側出席者

保 健 福 祉 部	部長 深澤 充
保 険 年 金 課	課長 山口 浩之、課長補佐 中庭 裕美子 国保G長 大貫 徹、国保G係長 山岸 美和 国保税G長 長谷川 修
健康医療政策課	課長 橋本 貴文、課長補佐 青木 美穂子 健康づくり推進G長 木村 君枝
市立病院事務局	局長 鈴木 昭彦
市立病院経営管理課	課長 打越 英樹、主査 石塚 貴則

笠間市国民健康保険運営協議会日程

1. 開 会
2. あいさつ
3. 職員紹介
4. 報告事項
 - 第1号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計決算について
 - 第2号 令和7年度笠間市立病院事業会計決算について
 - 第3号 笠間市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 第4号 令和7年度平日夜間・日曜初期救急診療の状況について
 - 第5号 休日・夜間小児オンライン医療サービスの導入について
5. 協議事項
 - 第1号 令和7年度笠間市立病院経営強化プランの点検・評価について
6. そ の 他
 - (1) 国民健康保険税率改正に向けた検討について
7. 閉 会

【司会】

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

令和8年度第1回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の運営協議会につきましては、笠間市情報公開条例第22条の規定により、会議を公開することとなっているため、同条例施行規則第13条、会議の公開の実施の規定に基づき、傍聴者の定員を5名とし、傍聴者の受付を午前9時40分から午前9時55分まで受け付けを行いました。傍聴の申し込みがなかったことを報告いたします。

それでは、会議の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、市川会長よりご挨拶をいただきます。

【市川会長】

皆様、おはようございます。

本日は国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。会長の市川でございます。開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

皆様、今ちょうどワールドカップというところで、先日のワールドカップでは、ブラジルという強豪を相手に、日本は最後まで粘り強く戦う姿が非常に印象的でした。厳しい状況の中でも役割を果たし、次に繋げていく姿勢は、私達が国民健康保険制度や地域医療を支えていく上でも通じるものがあるのではないかと感じておりました。

国民健康保険を取り巻く環境は、被保険者数の減少や高齢化、医療費の動向などにより、引き続き厳しい状況があります。その中で市民の皆様が安心して医療を受けられる体制を維持していくためには、財政の健全性と被保険者の負担のあり方を丁寧に検討していく必要がございます。

本日は、笠間市令和7年度国民健康保険特別会計の決算や、市立病院事業会計決算等の様々なご報告をいただきます。

また協議事項としましても、市立病院経営強化プランの点検評価についてもご審議いただきます。

いずれも国保制度の安定的な運営と地域医療の充実に関わる重要な内容でございます。委員の皆様にはそれぞれの立場から率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今後とも本市の国民健康保険制度の健全な運営と、市民皆様の健康を支える取り組みに対し、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

本日は山口市長が公務により不在になります。市長代理といたしまして、深澤保健福祉部長よりご挨拶申し上げます。深澤部長、お願いいたします。

【深澤保健福祉部長】

改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、笠間市国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、お足元の悪い中、またご多用の中、委員の皆様にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本来であれば、山口市長の方からご挨拶申し上げるところでございますが、先ほど司会の方からありましたように、本日公務で不在となっておりますので、私から一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市の国民健康保険事業の円滑な運営にご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

この国民健康保険制度は、市民の皆さんが安心して医療を受けるための重要な制度でございます。

一方で、人口減少や団塊世代の後期高齢医療制度への移行、また社会保険制度の被保険者適用拡大などにより、加入者数が減少する傾向にあります。

またその一方で、医療の高度化、そういったところによりまして、医療費がかさむというようなところも見られておりまして、この国民健康保険運営自体は非常に厳しい状況という中でございます。

そういう中、令和8年度からは、子育て世帯を社会全体で支える新しい仕組みといたしまして、子ども子育て支援制度というものが国で創設されました。国民健康保険におきまして、子ども子育て支援金分を賦課することといたしまして、先の2月の議会において承認をいただきまして、今年度7月の本算定から、その賦課にも取り掛かるというような状況でございます。

そのような改革におきまして、被保険者の皆様には、制度の趣旨や負担の内容等につきまして丁寧にわかりやすい説明を行い、円滑な運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、会議の次第にもございますが、国民健康保険の特別会計や市立病院の事業会計等の決算状況など、担当よりご説明させていただきますので、委員の皆様から忌憚のないご意見いただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。次に、職員紹介に移ります。

今年度、人事異動により、事務局の職員に変更がございましたので、異動者より自己紹介をさせていただきます。では、保健福祉部深澤部長、よろしくお願いいたします。

【深澤保健福祉部長】

この4月に人事異動で保健福祉部長を拝命いたしました深澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【山岸係長】

保険年金課国保グループの山岸と申します。よろしくお願いいたします。

【打越課長】

この4月から市立病院の経営管理課長を拝命いたしました打越と申します。よろしくお願いします。

【橋本課長】

健康医療政策課橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。皆さんよろしくお願いします。

それでは資料の確認をさせていただきます。

先日郵送いたしました資料と、本日の追加資料としてクリップどめで2部ご用意しております。

こちらは、協議事項第1号およびその他の事項に関する追加資料となります。

では次に移らせていただきます。

以降の会議の進行につきましては、笠間市国民健康保険規則第4条第4項の規定により、会長が議長となり議事を進めていくことになっておりますので、進行は市川会長にお願いしたいと思います。

市川会長、よろしくお願いいたします。【市川会長（以下、議長）】

それでは、議事に入らせていただきます。初めに会議の成立の報告を事務局よりお願いいたします。

【保険年金課】

事務局より報告いたします。

委員12名に対し、本日の出席委員10名、欠席委員2名です。

よって、笠間市国民健康保険規則第4条第5項に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

【議長】

ありがとうございます。

報告のとおり、規則に規定する委員の出席がありましたので、本日の会議は成立しております。

次に、笠間市国民健康保険規則第6条に基づく会議録の署名人ですが、私より指名してもよろしいでしょうか。

(委員了承)

【議長】

ありがとうございます。

異議がないようですので、大久保 きよ子委員、小室 和子委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、次第4、報告事項に入ります。

第1号、令和7年度笠間市国民健康保険特別会計決算について議題といたします。

保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

保険年金課 大貫と申します。

報告事項第1号、令和7年度笠間市国民健康保険特別会計決算状況について、ご報告いたします。

それでは、資料1ページをご覧ください。

表の上段部、歳入決算額から、各款ごとの収入済額についてご報告いたします。

第1款、国民健康保険税の収入済額は、14億5,856万7,220円になります。詳細につきましては、後ほど国保税担当からご報告いたします。

第2款、使用料及び手数料、第1項、手数料は、92万1,562円で、督促手数料を9,216件収入したものととなります。

第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金は、災害臨時特例補助金14万円、子ども・子育て支援事業費補助金154万円、社会保障・税番号制度システム整備補助金4万2千円を合わせ、172万2千円を収入しました。

内容といたしましては、福島第一原発事故で被災区域から、転入した被保険者に係る、税及び一部負担金の免除額、子ども子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費となります。

第4款、県支出金、第1項、県負担金・補助金は、保険給付費等交付金として51億9,950万6,392円を収入しました。内訳は、普通交付金が50億6,720万36円、特別交付金が1億3,230万6,356円となっております。

特別交付金の内訳につきましては、備考欄を参照ください。

第5款、財産収入、第1項、財産運用収入は、財政調整基金運用利子として519万2,980円を収入しました。

第6款、繰入金、第1項、他会計繰入金は、一般会計から5億5,605万3,721円を繰り入れました。主なものとして、事務費繰入金、1億4,016万229円、保険基盤安定繰入金、3億5,872万1,429円などとなります。

第2項、基金繰入金は、財政調整基金から7,938万円を繰り入れました。財源不足のため繰り入れたものとなります。

第7款、第1項、繰越金は、4,079万589円で、前年度決算による繰越金です。

第8款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金として1,856万9,839円を収入しました。

第2項、雑入は、第三者納付金、返納金及び特定健康診査自己負担金などを合わせ、912万1,605円を収入しました。

以上、令和7年度の収入済額は、73億6,982万5,908円となります。前年度と比較しまして、約9,930万円、率にして1.3パーセントの減となっております。

主な要因といたしまして、財政調整基金からの繰入額の減少があげられます。

続きまして、裏面、2ページをお開き願います。歳出決算額についてご説明いたします。

各項目の支出済額についてご報告いたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費は、一般管理費、1億3,038万1,451円、及び連合会負担金213万8,312円を支出しました。一般管理費の内容は、職員15人分の人件費、レセプト点検手数料及び電算業務委託料などとなります。

第2項、徴税費は、1,015万4,170円を支出しました。内容は、保険税の賦課徴収に係る電算業務委託料及び会計年度任用職員報酬などとなります。

第3項、運営協議会費は、10万8,409円を支出しました。内容は、委員報酬及び県運営協議会長会負担金などとなります。

第4項、趣旨普及費は、74万9,870円を支出しました。国民健康保険制度のパンフレット等の印刷製本費となります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費は、43億8,762万1,888円を支出しました。内容は、療養給付費、療養費及び審査支払手数料などとなります。

第2項、高額療養諸費は、6億8,568万5,365円を支出しました。被保険者自己負担額のうち、限度額を超える医療費について支出したものです。前年度比較、約1,920万円の増となっており、高度医療の利用の増加による費用額の増によるものと考えております

第3項、移送費につきましては、令和7年度の支出はありません。

第4項、出産育児諸費は、769万4,510円を支出しました。出産育児一時金及び支払手数料を支出したものととなります。

第5項、葬祭諸費は、525万円を支出しました。葬祭費1件当たり5万円を105件分支出したものです。

第6項、傷病手当金につきましては、令和7年度の支出はありませんでした。

第3款、国民健康保険事業費納付金は、第1項、医療費給付費分が12億6,509万5,331円、第2項、後期高齢者支援金等分が5億4,237万3,954円、第3項、介護納付金分が1億8,075万4,657円で、合計19億8,822万3,942円を支出しました。

第4款、保健事業費、第1項、特定健康診査等事業費は、4,931万8,385円を支出しました。内容は、40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導、特定健診未受診者受診勧奨通知事業などに係る経費となります。

第2項、保健事業費は、保健衛生普及費1,627万1,861円、生活習慣病予防対策事業277万8,583円を合わせ、1,905万444円を支出しました。内容は、人間ドックや脳ドックの補助、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、糖尿病予防プログラム事業などに係る経費となります。

第5款、基金積立金、第1項、基金積立金は、519万2,980円を積み立て、令和7年度末現在の基金残高は7億906万5,215円となっております。

第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金は、保険税還付金、償還金及び還付加算金として合計1,412万円を支出しました。

第2項、公営企業費は、直営診療施設勘定補助金として318万2,000円を支出しました。

特別調整交付金で算定された、市立病院の直営診療施設整備補助金を国保会計へ収入し、同額を市立病院事業会計へ支出しました。内容については、平日夜間等診療分の補助金となります。

第7款、予備費につきましては、令和7年度の支出はありませんでした。

以上、令和7年度の支出済額は、73億887万1,726円となります。

次に、下の表、保険給付費をご覧ください。

令和7年度の一般被保険者に係る保険給付費は、50億5,488万4,927円で、前年度と比較して2,892万5,480円、率にして0.6パーセントの増となっております。

一方、平均被保険者数は1万5,042人で、前年度と比較して757人、率にして4.8パーセントの減となっております。

一人当たりの保険給付費は33万6,051円となり、前年度と比較して1万7,932円、率にして5.6パーセントの増となっております。

最後に、資料1ページへお戻りください。

令和7年度の決算状況の歳入歳出総額ですが、歳入総額Aは73億6,982万5,908円、歳出総額Bは73億887万1,726円です。

形式収支は6,095万4,182円、単年度収支は2,016万3,593円となっております。

以上で、令和7年度笠間市国民健康保険特別会計決算状況についての説明を終わります。

続きまして、国保税担当から説明いたします。

保険年金課の長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度の国保税関係の歳入歳出決算につきましてご説明させていただきます。1ページの歳入決算額をご覧ください。

第1款国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税につきまして、令和7年度調定額17億2,932万6,468円、収入済額14億5,856万7,220円、前年度比1億468万8,733円の増となります。

増額の要因としまして、税率の改正による保険税増額のため、調定および収入が増となりました。

続きまして、令和7年度の収納状況についてご説明させていただきます。1ページ下段の表、収納状況をご覧ください。

現年度分の調定額14億7,362万3,200円、収入済額13億8,391万7,221円、不納欠損額0円、収入未済額8,970万5,979円、収入率93.9%で、前年度比0.8パーセントの減となっております。

続きまして、滞納繰越分の調定になります。

こちらにつきましては、令和6年度末、未済額の合計に還付未済額の金額と遡って資格の喪失や過年度分の所得更正の金額を計算しての額になります。

調定額2億5,573万7,668円、収入済額7,464万9,999円、不納欠損額2,983万9,402円、収入未済額1億5,124万8,267円、収入率29.2パーセントで、前年度比0.7パーセントの減となっております。

合計しまして、調定額17億2,936万868円、収入済額、14億5,856万7,220円、不納欠損額2,983万9,402円、収入未済額2億4,095万4,246円、収入率84.3パーセントで、前年度比1.3パーセントの増となっております。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【議長】

事務局から説明が終わりました。質疑等はございますか。 島川委員お願いいたします。

【島川委員】

プラスになったことは良かったことかなと思います。

2ページ目のところで二つほど質問させていただきたいんですが、保険給付費の出産育児諸費というと、国保の出産育児一時金が、年間19件しかないんですよね。

おそらく多くの方々は、ご両親は働いてるので、社会保険から出ているのが多いと思うんですが、19人しかないのかなと。市長がいつも、笠間市の人口がどんどん減っていくことについて非常に危機を表明しているところですけども、実際直近では人口7万人を切ってるんでしょうね。

ですから、やはり例年この件数は減っていったのかどうかを教えていただきたい。

あとは、薬剤師なものですから、保健事業費、第2項の保健衛生普及費、ジェネリック医薬品の差額

通知が年3回と書いてあるんですが、実際ジェネリックはもうほとんど頭打ちの状態です、これ以上大きく伸びることはほとんどないと思うんですね。

実際ご存知のようにジェネリックの医薬品は突然出荷調整で入らなくなる。その余波を受けて先発品まで入らなくなるってことが、我々薬局の薬剤師は毎日のように経験して、いつも頭を悩めているところなんですけれども。

例えば、国保の利用者のジェネリックの使用率というのは、全国の国保の利用率と比べて、そんなに差があるんでしょうか。もしそんなになければ年3回じゃなく、年1回でもいいんじゃないのかなと。これを送るコストもかかると思うのですがいかがでしょうか。

【保険年金課】

まず出産育児一時金の件数、出産件数ですけれども、令和5年度から申し上げますと、令和5年が33件、令和6年が29件、令和7年が19件です。委員からご意見があったように、年々、出産育児一時金の支給件数は減少してございます。

先ほど委員からありましたように、社保に加入されている方が大多数ですので、国保の出生数、出産一時金支給件数の方は減っております。社会保険の支給件数というものはなかなか把握ができてない状況ですが、確か、笠間市全体の出生数としては、昨年は増に転じておりますので、国民健康保険の支給件数が減少しているということになっているかと思います。

こちらは加入者の減少に伴う支給減によるものと考えてございます。

それから、先ほどのジェネリックの通知件数ですが、こちら年3回発送しているところで、年1回でもいいんじゃないかというご意見をいただいたんですが、こちらは交付金の算定基礎としまして、年間3回以上のジェネリックの差額通知を送付するというような状況でございます。

そちらに基づいて、笠間市の方では年3回、おそらく県内各市町村でも、年3回以上の差額通知は発送しているのではないかと考えてございます。

利用率につきましては、手元に令和7年度の最終のものしかないのですが、89.72%ということでございますので、ジェネリックの普及はだいぶ進んできているのかなと私個人としては感じております。以上です。

【島川委員】

ありがとうございました。89.72%というのはかなりの数値です、もう実際ほとんど皆さん抵抗はないですね。強制的にジェネリックにはできないので、必ず患者さんにはどうされますかという形でお話をさせていただく。これが保険法上の規則ですが、ほとんど抵抗はないですね。

一部やはり高齢者の中に、先発でない不安だという方はいるような感じがするんですが、通知が年3回が当たり前のようになっているというのは、県全体でも見直してもいいんじゃないのかなと思うところがあります。ありがとうございました。

【保険年金課】

ありがとうございました。

訂正をお願いいたします。私の先ほどの回答について、手元の資料が誤っておりました。お配りした「保険事業概況」の最終ページにジェネリックの利用率がございます。

令和7年度12月の診療分でこちら数字が91.21%というものが、最新の数字となっております。

訂正してご報告いたします。申し訳ありませんでした。

【議長】

それでは深澤部長から、追加のご説明があると思います。お願いいたします。

【深澤保健福祉部長】

追加のご説明をいたします。笠間市内の出生者数でございますが、国保の方は昨年19名という形で、こちらは年度になります。笠間市で令和7年1月から12月までの間ですと、出生者数が304名。ちなみに令和6年が296名で、令和6年に対して若干ですが出生者数が増えているというような状況でございます

【島川委員】

確か10年前が500名を超えていたのが、300程度。これは私もすごい本当にショックを受けたんですが、わずかでも8名の増はありがたいと思います。ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございました。そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

それでは質疑を終了し、次の事項に移ります。

第2号 令和7年度笠間市立病院事業会計決算についてを議題といたします。

市立病院事務局より説明を求めます。

【笠間市立病院】

それでは令和7年度笠間市立病院事業会計決算についてご報告させていただきます。

最初に収益的収入および支出でございます。

まず収入ですが、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益、1目、入院収益は、決算額3億3,342万円でございます。

前年度より2,025万8,000円の増となっております。

入院患者数は年間延べ9,491人で、前年度より53人の減、1日平均では26人となり0.1人の減となっております。

2目、外来収益は、決算額3億2,610万4,000円で、前年度より1,397万円の増となっております。

外来患者数につきましては、年間延べ2万5,566人で、前年度より1,160人の増、1日平均では105.6人となり、5.2人の増となっております。

3目、その他の医業収益は、決算額2億335万円で前年度より1,244万9,000円の増となっております。収益の内訳は、室料差額収益が1,277万1,000円、公衆衛生活動収益が5,633万7,000円、訪問看護が4,087万9,000円、訪問リハビリが1,863万4,000円、居宅介護支援が633万7,000円、その他の医業収益が6,839万2,000円となっております。

その他の医業収益の増は、公衆衛生活動収益、訪問看護収益を始め全体的に増加したことによるものです。

第2項、医業外収益、1目、他会計負担金は、決算額3,060万8,000円で、前年度より123万9,000円の増となっております。病児保育運営分や地域医療センターかさま管理分などでございます。

2目、他会計補助金は、一般会計からの補助金で、決算額3,883万6,000円で前年度より259万5,000円の増となっております。こちらは繰り出し基準に基づくものでございます。

3目、患者外給食収益は、決算額179万8,000円で、前年度より31万9,000円の増となっております。職員の給食費などでございます。

4目、その他医業外収益は、決算額813万1,000円で、255万4,000円の減となっております。こちら自動販売機の設置料、電話、FAX利用料、長期前受金の戻入などでございます。

5目、国・県補助金は、決算額189万3,000円で、179万7,000円の増となっております。内容は、医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金と生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金でございます。

第3項、特別利益、2目、過年度損益修正益は、決算額102万円で、102万円の増となっております。

す。内容は前年度の賞与引当金の差額分でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款、病院事業費用、第1項、医業費用、1目、給与費は、5億8,223万1,000円で、前年度より2,537万円の増となっております。給与費、手当、報酬、法定福利費などがございます。

2目、材料費につきましては、1億3,239万7,000円で、前年度より522万8,000円の減となっております。薬品費、診療材料費などがございます。

3目、経費につきましては、1億3,317万7,000円で、前年度より2,067万円の減となっております。光熱水費や賃借料、委託料などがございます。

4目、減価償却費は、7,901万2,000円で、前年度より678万7,000円の増となっております。建物や機械備品等の減価償却費でございます。

5目、資産減耗費は、18万2,000円で、前年度より312万9,000円の減となっております。

6目、研究研修費は、42万3,000円で、前年度より6万6,000円の増となっております。

第2項、医業外費用、1目、支払利息は、186万7,000円で、前年度より16万9,000円の減となっております。

2目、患者外給食材料費は、174万2,000円で、前年度より32万4,000円の増となっております。

3目、医業外給与費は、1,396万5,000円で、前年度より66万5,000円の増となっております。こちらは病児保育職員の報酬などがございます。

4目、その他の医業外費用は、1,289万8,000円で、前年度より2万4,000円の減となっております。こちらは病児保育運営費及び行政施設の管理費等でございます。

5目、雑支出につきましては、4,478万5,000円で、前年度より1,431万1,000円の増となっております。

収益的収入および支出につきましては、総収益9億4,516万円に対し、総費用は、10億267万9,000円となり、5,751万9,000円の純損失となりました。

続きまして、次のページ、資本的収入および支出についてご説明いたします。

収入ですが、第1款、資本的収入、第1項、企業債、1目、企業債は、決算額390万円でございます。前年度より2,580万円の減となっております。

第2項、出資金、1目、出資金は、決算額2,882万8,000円で、前年度より2,296万4,000円の減となっております。企業債元金分やソフトウェア更新、薬局の分包機などの資産購入分の財源として一般会計より収入しました。

第3項、補助金、1目、事業勘定補助金の収入はございませんでした。

次に支出でございます。

第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、1目、資産購入費は、決算額851万5,000円で、前年度より4,948万9,000円の減となっております。機械備品購入等でございます。介護保険業務支援のソフトウェア、監視カメラ設備関係、薬局の分包機などの更新や、訪問看護用のノートパソコンの購入などを行っております。

第2項、企業債償還金、1目、企業債償還金につきましては、企業債元金の償還で決算額は4,829万円で、前年度より601万1,000円の増となっております。こちらは企業債元金の償還分でございます。

資本的収入および支出においては、収入合計3,272万8,000円に対し、支出合計は5,680万5,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、2,407万7,000円でございます。こちらは過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上で説明を終わります。

【議長】

ありがとうございます。

事務局から説明が終わりました。質疑応答に移ります。委員から質疑等はございますか。

鈴木委員お願いします。

【鈴木委員】

決算に直接関係ないんですが、休日夜間の小児オンライン医療サービスが6月15日から実施されたと思うんですが、相談件数と、診療件数を教えていただきたいです。

【笠間市立病院】

こちらの詳細につきましては、報告事項第5号でも報告させていただきますが、本日の状況といたしましては、まず登録件数、アプリをダウンロードして登録している件数が、50世帯109名ございます。そのうち相談件数が9件ございました。オンライン診療に至った件数については、現在はまだ実績はございません。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

瀧本委員お願いいたします。

【瀧本委員】

決算報告を見ますと、5,700万円の赤字ということですが、この要因を見ますと、給与費が2,500万円ということで、構成比はだいぶ大きいと思います。

ざっくりで結構ですが、何が給与費が増えた要因になってるんでしょうか。例えば医師・看護師の数が増えたとか。あるいは給与全体の額が引き上げられたとか大まかで結構です。

【笠間市立病院】

給与費の増要因としましては、令和7年度、令和6年度にも実施されたんですが、人事院勧告を考慮した給与改定がございまして、全職員全体的にベースアップが図られたことにより、給与費が上がっております。

【議長】

ありがとうございました。そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

それでは質疑を終了し、次の事項に移ります。

第3号、笠間市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。
保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

報告事項第3号、笠間市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

1の改正の概要でございますが、地方税法等の一部改正により、基礎課税額・医療分の課税限度額の引き上げと、低所得者世帯に対する5割及び2割軽減措置に係る所得判定基準の見直し及び子ども・子育て支援納付金分にかかる国民健康保険税の税率と課税限度額の設定の改正を行いました。

続きまして、2の改正の内容でございますが、(1)につきましては、基礎課税額・医療分の課税限度額を66万円から67万円に改正いたしました。なお、支援金分・介護分の課税限度額につきましては、今年度の改正はございません。

医療分・支援金分・介護分の課税限度額合計は、昨年度109万円、今年度は110万円となり1万円の増となっております。

(2)につきましては、世帯主及び国保加入者の前年の所得が、一定基準以下の世帯について、均等

割額を減額して、国保税の軽減を図るもので、軽減対象範囲が拡大されました。

①の5割軽減世帯については、被保険者数に乗ずる額を、30万5,000円から31万円に、5,000円の引き上げ。②の2割軽減世帯については、被保険者数に乗ずる額を、56万円から57万円に、1万円の引き上げとなっております。

なお、7割軽減世帯につきましては、今年度の改正はございません。

次に（3）につきましては、子ども・子育て支援納付金分にかかる国民健康保険税の税率等の設定となります。

令和7年度までの国民健康保険税は、医療分・支援金分・介護分の3つの区分の合計で課税されていましたが、令和8年度から、子ども分を加えて課税されることになりました。国民健康保険税率、子ども分の表をご覧ください。所得割率0.27%、均等割額1,500円、18歳以上均等割額200円、課税限度額3万円となります。

なお、18歳以上均等割額につきましては、18歳未満の被保険者の均等割額は全額免除されますが、その減額された分を18歳以上の被保険者で負担する額となります。

次に、改正となる事項につきましては、（1）低所得者及び出産被保険者の減額基準に、18歳以上均等割を追加するものになります。

また、（2）18歳未満被保険者における均等割額の減額基準（10割減額）を追加するものになります。

続きまして、中段の令和8年度国保税賦課限度額表をご覧ください。

資料の1ページ、2の改正の内容（1）で、課税限度額の改正を説明させていただきましたが、この表に、子ども分の課税限度額3万円を追加したものになります。

課税限度額合計で、113万円、前年比4万円の増となります。

最後に3の施行期日につきましては、令和8年4月1日から適用となります。

また、7月の令和8年度本算定の当初賦課からの算定となります。

私からの説明は、以上となります。

【議長】

ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。質疑応答に移ります。

委員から質疑等はございますか。

無いようですので、質疑を終了し、次の事項に移ります。

第4号、令和7年度、平日夜間・日曜初期救急診療の状況についてを議題といたします。

笠間市立病院より説明を求めます。

【笠間市立病院】

報告事項第4号、令和7年度平日夜間・日曜初期救急診療の状況について、説明させていただきます。

最初に「平日夜間診療」ですが、合計を報告いたしますので、表の一番下の計をご覧ください。

まず診察日数ですが、年間244日間の診療を実施いたしました。患者数は大人117人、子ども34人で合計151人、前年度に比べて、大人は24人の増、子どもが12人の増、合計で36人の増となっております。1日当たりの人数は0.6人で、0.1人の増となっております。

収支につきましては、1,606万4,000円の支出超過で、前年度から比較すると34万6,000円超過額減となっております。

続きまして、「日曜診療」について説明いたします。

診察日数は、年間52日間です。患者数は大人440人、子ども176人で合計616人、前年度に比べて、大人は97人の減、子どもは77人の増、合計で20人の減となっております。1日当たりの人数は11.8人で、0.4人の減となっております。

収支につきましては、556 万 1,000 円の支出超過で、前年度から比較すると 48 万 9,000 円超過額増となっております。

平日夜間診療及び日曜診療の合計は、大人は 557 人で前年度に比べて 73 人の減、子どもは 210 人で、89 人の増、合計 767 人で 16 人の増となっております。

また、1 日当たりは 2.6 人で、0.1 人の増となっております。

前年度と比較した場合、令和 6 年度は、12 月から 1 月にインフルエンザの大きな流行がありましたが、令和 7 年度は、11 月にインフルエンザ A の流行と 2 月にインフルエンザ B の流行があったことで、年間では患者数は同水準となりました。

収支につきましては、2,162 万 5,000 円の支出超過でございましたが、令和 7 年度は、国民健康保険調整交付金から 318 万 2,000 円の収入があったことから、実質 1,844 万 3,000 円の支出超過となり、前年度に比べて 19 万 6,000 円超過額が増える結果となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

【議長】

ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。質疑応答に移ります。

委員から質疑等はございますか。

島川委員お願いいたします。

【島川委員】

質問ではないですが、関わった人間として、委員の方に知ってもらいたいと思います。

救急に関しては平日は本当に少ないです。0 とか 1 という状態です。ただインフルエンザが流行る頃には数名増えるということですけども、日曜日に関してはインフルエンザの感染状況によっても全然違ってくるんですね。

先ほど説明があったように、去年は突然 11 月の第 2 週あたりが怪しくなってきたなという感じがあったんです。その週から急激に月末にかけて上がりまして。これは大変な状況になるなと思ったら 12 月は急にぐっと減ってしまっ。

これは全国的にそうだったようです。その後、1 月はさほどではなかったんですが、2 月ぐらいになって B 型が増えてきたということで、例年とは全然違うパターンですね。大体例年は、令和 6 年度を見ていただければ、やはり 12 月 1 月が多くなるんです。今回は非常に特例だったので、本年度どうなるのかは全く予測が付きません。

ただ、やはりある程度困っている患者さんには、それなりの対応をしている。少なくとも当然、医師・看護師・薬剤師・事務の 4 者が協力し合いながらやっておりますので、それなりの働きはしているのかなと思います。

日曜日に関しては今後どうなっていくかわからないところがありますけれども、ご承知おきいただければと思います。

【議長】

ありがとうございました。そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

それでは質疑を終了し、次の事項に移ります。

第 5 号、休日・夜間小児オンライン医療サービスの導入についてを議題といたします。

笠間市立病院事務局より説明を求めます。

【笠間市立病院】

報告事項第 5 号、休日・夜間 小児オンライン医療サービスの導入について、説明させていただきます。

す。

先ほど平日夜間・日曜初期救急診療の状況についてご説明させていただきましたが、その診療体制の見直しの議論の中で、小児医療の初期救急体制が課題としてあったことから、この度、子育て世代が安心して暮らせる環境整備の一環として、令和8年6月15日より小児オンライン医療サービスを開始しましたのでご報告いたします。

今回導入した休日・夜間 小児オンライン医療サービスは、スマートフォンからアプリリーダーを使用し、子どもの急な体調不良に対する医療相談とオンライン診療を受けることができるサービスです。

医療相談は、いつでもドクターというサービスで、市内在住の15歳以下、但し中学生までの子どもとその世帯員を対象として、24時間365日、チャット形式で相談できるサービスです。

オンライン診療は、市内在住の15歳以下、但し中学生までの子どもを対象として、医療相談の結果オンライン診療が必要と判断された方がビデオ通話形式で小児科の医師の診察を受けることができるサービスです。

対応時間は、処方薬の引き渡しは、現在実施している平日夜間・日曜初期救急診療の院内薬局において対応する都合、30分早い終了となりますが、概ね同じ時間での実施となっております。

医療相談による受診判断のサポートとオンライン診療による既存の平日夜間・日曜初期救急診療の補完により、子育て世代の医療サービス向上を図ってまいります。

説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。質疑応答に移ります。

委員から質疑等はございますか。

島川委員お願いいたします。

【島川委員】

オンラインの診療が0件だったということは、今は病気が非常に少ない時期でもあるということも関連していると思います。ただ今回、医療相談いつでもドクターという部分が導入されたということは、市民の目線からしたら非常にありがたいことなのかなと思います。

今までは、例えば看護師さんに話を聞いても大丈夫かな、というところが、チャットでいわゆるドクターと話ができて、ドクターの判断でこれは救急に来るまでもなくとりあえず様子を見なさいとか、場合によってはもう救急車呼んでくださいということもあるかもしれません。まずそういう前線での取り組みができたということは、すごくありがたいことかなという思いです。実際診療まで行く例は非常に少ないのではないかなと思います。

ただ、危惧しているのは、先ほどのインフルエンザのシーズンなんですね。

インフルエンザシーズンにも当然、ドクター・薬剤師・看護師がいて診療します。その時期は患者が急激に増えます。

オンライン診療の場合は、市立病院の救急に入っているドクターや看護師さんはノータッチです。対応するのは薬剤師と事務だけですから、オンラインの方の診療がすごく入ってきて、特に小児ですと粉を分包しなきゃならないんで、普通の錠剤よりは時間がすごくかかるんですね。院内で処方がたくさん出る。オンラインである程度制限はかけるようですが、薬剤師の方がとんでもない状況になるということもあり得ます。

今後そういう場合にはどうするかということを、市の方としても患者さんに迷惑をかけないっていうのは一番大事なところですから、考えていきたいなと思っています。

ただ、本当に、医療相談室いつでもドクターという部分が入ったことで、これはすごく市民にとってはありがたいことなのかなと思います。

【議長】

ありがとうございました。
そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

それでは質疑を終了し、次の事項に移ります。

5、協議事項に入ります。

なお本日の協議事項は、笠間市長から当協議会に提出された諮問事項となります。

第1号、令和7年度笠間市立病院経営強化プラン点検・評価についてを議題といたします。

市立病院事務局よりご説明をお願いします。

【笠間市立病院】

市立病院の打越です。よろしくお願いします。

それでは、協議事項第1号、令和7年度笠間市立病院経営強化プランの点検・評価について、説明をさせていただきます。

まず、資料の訂正があります。7ページ、支出、企業債償還金の金額に誤りがありましたので、本日お配りした資料の方に差替をお願いします。大変申し訳ありませんでした。また、8ページから10ページは追加資料となります。よろしくお願いします。

1ページをご覧ください。

これまで、点検評価につきましては、見込値に基づいた報告とさせていただいておりましたが、今回から、決算確定後の実績値に基づいた報告とさせていただきます。

では、初めに、病院内部による点検評価でございます。

1の経営効率化にかかる計画の1番、数値目標の表をご覧ください。

経常収支比率は、7年度の実績は94.2%となっております。前年度との比較では、3.3ポイントの増、計画値との比較では、0.7ポイントの減となっております。

職員給与費比率は、64.1%の実績となっており、前年比では0.8ポイントの減、計画比では1.8ポイントの減となっております。

病床利用率は、86.7%の実績となっており、前年比では0.5ポイントの減、計画比では0.3ポイントの減となっております。

1日当たりの患者数は、入院が26.0人の実績となっており、前年比では0.1人の減、計画比では0.1人の減となっております。また、外来は、105.6人の実績となっており、前年比では5.2人の増、計画比では1.3人の増となっております。

1人1日当たりの収入は、入院は3万5,130円の実績となっており、前年比では2,318円の増、計画比では2,630円の増となっております。外来は、1万2,755円の実績となっており、前年比では34円の減、計画比では1,245円の減でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。2番の目標達成に向けての具体的取組でございます。令和7年度の実績と今後の取組・課題等についてご説明いたします。

項目が多いため、主なものについて、説明させていただきます。

(1) 医療機能の充実のA病床機能の検討についてでございます。

強化プランを策定するにあたり、経営コンサルタントにこれまでの市立病院の状況のデータを分析してもらった中で、最も収益に影響を与えるものでございます。

現在、全部で30床の病床ですが、これまでは、そのうち地域包括ケア病床が20床、残る10床が一般病床でございました。一般病床より地域包括ケア病床の方がケアが充実しており、同時に診療報酬も高いことから、地域包括ケア病床を増やした方が収益にもつながることになります。

令和7年度は、一般病床であった10床全てを地域包括ケア病床に変更し、30床の全てを地域包括ケア病床としました。10床増分したことにより、より充実したケアを行うことができました。

続きまして、イ、高齢化対策でございます。

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションにおいて、令和6年度より患者数を増やし、高齢者のケアを推進いたしました。

続きまして、ウ医療従事者等の確保についてでございます。

筑波大学の寄附講座事業で、引き続き指導医2名を確保し、専門医の受け入れも行いました。

続きまして、3ページをご覧ください。

2つ飛ばしまして、イ外来患者数の維持をご覧ください。

専門外来である禁煙外来などを引き続き充実させ、外来患者数が増となっております。しかしながら、今後の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症も以前のような爆発的な流行はしておりませんので、今後人口が減少していくなか外来患者数を確保するための対策は今後も検討していく必要があります。

続きまして、4ページをご覧ください。

ウ在宅医療についてでございます。

訪問診療は、火曜日を2班体制としたことにより、患者数が増えています。

訪問看護は、病棟から看護師1名を異動し、5名体制となったことにより、患者数が増えています。

訪問リハビリテーションにつきましても、病棟セラピストとの連携を強化したことにより、患者数の増加に繋がっております。

今後は、先ほどご説明した、全床を地域包括ケア病床としたことも踏まえ、効果的な人員配置を行いながら件数を増加してまいります。

続きまして、エ適正な診療報酬の請求及び施設基準取得の確認でございます。

返戻・査定で戻ってきってしまうものもございますが、件数的には少ない状態と考えております。

院内の管理会議で返戻の状況について報告しておりますが、件数・点数とも、1パーセントに満たない状況となっております。

また、施設基準の届け出についても、新規のもので取得可能なものについては、届け出を行い、漏れがないかも入念に確認しておりますので、適正に届出をしていると考えられます。

新たに基準に該当するものがあるかどうか、今後とも確認を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、オ収入確保と経費の節減についてでございます。

経営コンサルタントの分析では、収益に大きな影響があるのは病床割合で、今回、30床の全てを地域包括ケア病床としましたが、その他に、入院や外来・在宅医療・予防接種などの収入をそれぞれアップさせ、支出は逆に委託料や材料などの経費をそれぞれ抑えていく必要がございます。

取り組みとしては後発医薬品の採用を積極的に行い、経費節減に努めました。それぞれの部門での収入アップと支出を抑えていくことが大切であると感じます。

5ページについては、説明は省略させていただきますので後ほどご覧ください。

次に、6ページをご覧ください。ここからは、本日お配りした資料をご覧ください。

収支計画でございます。

(1) 収益的収支計画でございますが、収入の合計、(A) 経常収益は、9億4,414万円の実績となっております。前年比で5,007万3,000円の増、計画比で4,712万7,000円の増となっております。

また、支出の合計、(B) 経常費用は、10億267万9,000円の実績で、前年比で1,864万1,000円の増、計画比で5,755万円の増となっております。

差し引き、今年度の経常損益は、マイナス5,853万9,000円となっております。前年比で3,143万2,000円の赤字の減、計画比で1,042万3,000円の減となっております。

収入としては、入院収益が全床を地域包括ケア病床としたことにより増収となっております。

支出としては、職員給与費が給与改定等により増となっておりますが、後発医薬品の採用に努めたことにより、材料費が減となっております。

結果、収支差引の経常損益が前年度より赤字幅が減少し、改善されている状況となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは、企業会計の観点から、かがやき税理士法人に経営状況の点検・評価をしていただいたものです。

また、10 ページをご覧ください。

こちらは、茨城県国民健康保険診療施設協議会に点検・評価をしていただいたものになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。質疑応答に移ります。

委員から質疑等はございますか。

駒林委員お願いいたします。

【駒林委員】

経営コンサル担当の方に聞いたと聞きましたけれど、どんな良い面があるのか教えてください。

【笠間市立病院】

コンサルタントに分析していただいた結果、やはり一番大きい影響を与えるものというのは病床の割合だと助言をいただきました。助言に基づきまして、以前から徐々に病床の割合を、地域包括ケア病床の方を増やしておりまして、今回 30 床を地域包括ケア病床にしたということで、結果的に入院収益の増に繋がったというのが、メリットと考えております。

【駒林委員】

その他にはありますか。前向きな話が聞きたいなと思ったのですが、せっかく経営コンサルタントの人がいるのであれば、プラスになる方向で話を聞きたいなと思います。

【鈴木笠間市立病院事務局長】

市立病院事務局長の鈴木と申します。私の方からお答えさせていただきます。

経営コンサルタントなんですけども、この計画を策定する 1 年間関わっていただきました。

そういった中で、先ほど申しました入院の病床の割合ですね。

その他にですね、水戸医療圏の病床の割合と言いますか、急性期、療養型とか、そういったものを分析をさせていただいて、この全病床を地域包括型にした方がよいだろうというお話でございました。

また、在宅医療の需要を見込んでおりまして、医療人材を在宅医療に向けてスイッチしているところでございます。

そういったものの他、経費の削減、そういったところもコンサルをいただいているところでございます。

【駒林委員】

ありがとうございます。それでは、看護師や医師の負担はどうですか。

【鈴木笠間市立病院事務局長】

ドクターに関しましては、私ども、水戸医療圏、また市立病院というところがですね、大変恵まれておりまして、筑波大の先生たちから非常に人気が高いところでございます。就職というか、派遣ですけれども、筑波大の先生たちからは人気が高い。ただやはり受け入れられる人数もございますので、そういった状況でございます。

看護師につきましても、例年、退職する方がおりますので、募集する段階でも非常に競争率が高く、人気が高いのかなと思ってます。

福利厚生もですが、市立病院の地域包括ケアという性質上、ケアの負担という面で、急性期と比べてすぐに救命にかかるというものでもないというところもあると思います。そういった負担も少ないということかなと思ってます。

さらに、日常の今ある負担を、今後はデジタルを入れて解決していこうというところで考えているところでございます

【駒林委員】

ありがとうございました。お話はわかりましたが、人員が足りてて、患者にちゃんと手が入っているという状況だと。逆にいえば、一般企業で言えば、人員を減らすとその分人件費がプラスになるという点がありますか。今のお話だと経営上マイナスになっています。そこがどうなのかなと。何かしらプラスになる方法がないのかなと思ひまして伺いました。

【鈴木笠間市立病院事務局長】

資料から見しても、人件費の割合はやはり大きいものでございます。

昨年、令和6年、度7年度で2,500万円ほど、人事院勧告を受けての給与のベースアップでございます。これについては、令和8年度の診療報酬改定で、ベースアップ評価料というのが今までより多くつく予定です。診療報酬で加算が取れる部分を綿密に調整してまして、昨年度より、推定値ですが2,000万円から2,500万円くらい上向きになるというふうに考えてございます。そういったところもございまして、今のところ、人員削減は考えておりません。

【議長】

ありがとうございました。そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

鈴木委員お願いいたします。

【鈴木委員】

筑波大の寄付講座事業を受け入れているということですが、これは、希望して人員の少ないところに病院の医師を派遣したりという研究講座の形になっていると思いますが、現在は2名と書いてありますが、何年か来てくださってるということでしょうか。

【鈴木笠間市立病院事務局長】

寄付講座は契約期間の協定のうえ行っています。単年度ではございません。2名の契約期間は3年間でございます。

また、今年度から指導医が市立病院の正職員になりましたので、1名減という形になります。

【議長】

ありがとうございました。そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、市立病院が実施した点検報告、さらに外部評価を受けた結果を踏まえて、当協議会としての意見をまとめたいと思います。

ご意見等がありましたらお願いいたします。

ご意見がありませんでしたので、意見書案を作成し、皆様へは郵送でお示ししたいと思います。

その確認の際にご意見があれば、事務局に報告していただければと思います。

なお協議会としては、最終的な意見につきまして私に一任していただくことでご異議がございませんでしょうか。

(委員了承)

ありがとうございます。

それでは後日、事務局から意見書案を郵送いたしますのでご確認いただきたいと思います。

次に、6その他に入ります。

(1) 国民健康保険税率改正に向けた検討について、保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

その他(1) 国民健康保険税率改正に向けた検討についてご説明申し上げます。

1、国民健康保険制度の運営につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担っております。県は、国保の医療給付費等の見込みを想定し、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を決定、市町村は、県が示す標準保険税率を参考に、保険税率を定め、被保険者に対し賦課、徴収する。とともに、県へ納付金を納付しております。

次に、2、笠間市の国民健康保険加入及び医療費の状況でございますが、国民健康保険の加入状況につきましては、世帯数、被保険者数とも年々減少しております。一方で、医療費の状況は、医療の高度化等により1人当たりの医療費が伸びていることから、年々増加傾向にあります。

令和7年度の国保加入状況については、世帯数9,867世帯、前年度比275世帯の減。被保険者数1万4,600人、前年度比662人の減となります。

また、令和7年度の医療費総額については、50億5,488万4,927円、1人当たり33万6,051円、前年度比1万7,932円の増となっております。

3、笠間市の国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金は、県が市町村に交付する保険給付に要する費用の財源に充てるため、市町村に納付を求めるもので、市町村が徴収した保険税を県に納めるイメージとなります。

納付金の算定方法は、県の保険給付費見込額から公費等の見込額を加算・減算して、県全体で納付金として集めるべき総額を算出し、各市町村の医療費水準・所得水準に応じて算定されるものになります。令和4年度から令和6年度までは、増額が続いておりましたが、令和7年度から令和8年度にかけて減額となりました。

令和8年度の納付金につきましては、医療分、支援金分、介護分、子ども分、合計で、19億2,793万2,102円、前年度比6,029万1,840円の減となっております。

続きまして、4、笠間市の国民健康保険税につきましては、令和4年度から県の方針により、賦課方式2方式に変更、保険税率を改正し、令和7年度に再度保険税率を改正いたしました。

令和8年度は、令和7年度の税率に子ども分を追加しました。

現在の保険税率は、医療分所得割率6.4%、均等割額2万7,600円。支援分所得割率3.4%、均等割額1万4,300円。介護分所得割率3.0%、均等割額1万5,400円。子ども分所得割率0.27%、均等割額1,500円。18歳以上均等割額200円となります。

なお、県が示す令和8年度基準の標準保険税率は、医療分所得割率6.14%、均等割額3万8,316円。後期分所得割率3.27%、均等割額2万252円。介護分所得割率2.64%、均等割額1万9,293円。子ども分所得割率0.26%、均等割額1,666円。18歳以上均等割額129円となります。

次に、令和4年度から令和6年度にかけて、保険税の賦課・収納状況は、被保険者数減少により調定額の減少が続いておりましたが、令和7年度の税率改正に伴い、調定額及び収納額は増加し、調定額14億7,362万3,200円、収納額13億8,391万7,221円となり、収納率は、93.91%で前年度比0.83%の減となっております。

5、笠間市の国民健康保険財政調整基金の状況につきましては、財政調整基金は、国民健康保険事業の財政を調整し、健全な財政運営に資する目的の基金であり、令和4年度までは、余剰金の一部を積立に充てることができましたが、令和5年度から令和7年度にかけて、国民健康保険事業費納付金の納付

に必要な財源不足を補填するため、取崩しを行いました。

令和8年度以降におきましても、同様に基金を取崩す見込みで基金残高がさらに減少することから、今後の健全な財政運営のため、財源の確保が不可欠な状況であります。

令和7年度末残高が、7億906万5,215円。令和8年度末残高見込みが、6億3,486万1,215円となっております。

最後に、6、保険税率改正の方針につきましては、被保険者数は減少傾向で1人当たりの医療費は上昇しており、今後、国民健康保険事業費納付金の増額の可能性もある中、現在の保険税率では納付金の財源不足が生じております。国民健康保険財政調整基金の残高も減少の見込みであることから、健全な国保財政運営のため、令和9年度からの保険税率改正を検討いたします。

なお、検討に当たっては、県の算定した標準保険税率を参考にし、基金を有効活用し、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮いたします。

具体的には、令和7年2月13日の当運営協議会での協議において、お諮りし、承認いただいた、別表、当時の案3により、令和7年度から令和8年度の保険税率を改正したことから、令和9年度から令和10年度の保険税率の改正につきましても、この方針に基づき検討をいたします。

私からの説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。質疑応答に移ります。

委員から質疑等はございますか。

無いようですので、その他報告説明は以上となります。

その他、委員の皆様からのご意見ご質問等ございますか。

無いようですので、本日予定しておりました議事は終了いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

【司会】

市川会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

それでは本日の日程は終了となります。

会議録署名人の大久保委員、小室委員には、議事録ができ次第、内容の確認、署名をいただきたいと思いますので、ご連絡申し上げます。

以上をもちまして、令和8年度第1回笠間市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

議 長

会議録署名委員

会議録署名委員